861
80
1

関東を主とする酒造関係資料雑纂

沖觸書書上帳等雛形寫

七〇

七十

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館
昭 24. 3. 29 寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館

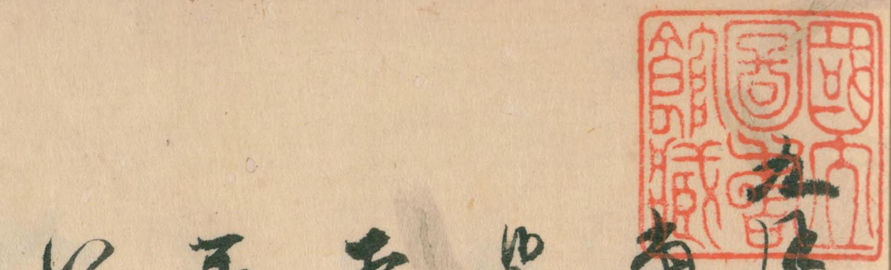

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

不時に改て者差を義も可有之者若其節
直造隠造ハ不可之者也人ハ其義解ニ
至而之彼人造意義ニ中有事
右之通諸ニ意見ニ締合之儀ニ致し愛重ニ
可事ニ有ハ若其家ニ在ハ中も相可之者ニ厳義
故ニ屋ニ当ニハ
五月

酒家一造之儀兼ニ御解之類ニ如之通
諸之ハ其ニ在ハ如之ハ其ニ有之ハ
其ニ而顧一己之利潤ニ而已ニ沈ニ而事之ニ記ニ
御ニ而寄ニ取締ハ其ニ有之ハ其ニ付ニ
其ニ綱之ニ御持造之ニ而有之ハ其ニ者ニ
一ニ有之ハ条兼ニ其ニ有之事

右之通被仰出候ニ付御勘定奉行所ゟ被仰渡候ニ付
得其意組合村々酒造人共不洩様
相達置候条惣代並役場へ伺候入[illegible]
此触書早〻順達留りゟ可返之

丑十月廿八日

馬場俊蔵　下

[illegible]写

[illegible]円出来候筋之儀是迄之通
御領之儀も村々名前相違無之
被仰渡ニ而是迄通り[illegible]
出役之上相糺之直〻申渡ニ而
不得其意是迄通り申渡
以後御領[illegible]相届可申候

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

慶應四辰年

酒造渇菊波株

御觸書 雛形寫

八月

長田新田

没場

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

今般
朝政御門新業民之疾苦を以て救度無之
訳　御以道之以前尚文當職屋府之於而
関東は取扉相成以来年々之米穀
出納を以仕之御尤肝要以後以米酒造
人丸須来之私利之迷ひ豊凶を不弁猥造立
以稼ゟ其国害（害ゟ）残壊し
厳才渇酒造ゟ当酒造

とも存ぜ候ハ、御請ハ
一酒造人共ニ候ハ人命ニ抱リ以来米穀を渡し
以家業有年ニ豊凶ニ随ひ造方増減ニ
世上米穀渥渥沙汰ニ付屋ニたの造株
石数ニ往古ノ定例相立以厚ク願意ニも
不弁一己ニ利強ニ逆ひ中ニ有事ニ実
ニ造方明白ニ有之候ハ遠ニ族も有之候相

御以来無奇特
事

少々御仁恤ニも抱リ不慎事ニ以酒共ニ寄ニ
失敗ニ急度相改請事ニ而御ニ於中ニ立ニ有
本々ニ乃ニ之改而濫札者ニ家業
不得ニ相一家安穏ニ相續可相致来御も
恐ひ有之厚ク可相得ニ
一酒造古株并貸株ニ本持ニ有ニ造高并増
石相新ニ有ニ以外新規酒造新ニ有ニ別紙
雛形ニ通石数ニ外入念相糺可申立ニ

一右八ヶ國村々渡酒造之儀ハ是迄於五ヶ
ニ渡自給之家業いたしハものも有之候ハ夢
本酒造人も定例ニも抱ヶ遠代凶成以上
法救之法仁恤ニも三尺高ハ本々ニ系急度倫止
下ヶ付ハ如農民類之辛苦之ハ右ハ者
之凌且食料補五ニも無御節ハ本々名
格別之法仁恵ニ付ハ此度ハ酒之上濫札儀

与へ免許中付ハ系類有之ハ石数ハ酒
下ヶ五ハ右國之内酒造之儀ハ是迄之数を
渡し家業ニ付此度ハ酒之上濫札を与へ
免許中付ハ系総る酒造ヶ系之通法事
西路之下ヶ五ハ右之類関ハ列村之内書面
業体之ハ并彩鍵類之ハ二十村設人ハ其
組合大熱代ハ五合老人ハ不満格ハ紀し
村之名主裏印いたし本人ハも迄組合

三月大惣代弐人ニて御座候処未ノ八月より今日
迄者御民政御役所ニ而御立ニ
右之類御料大名知行寺社領共役人相
領ハ領主万石以下知行ニ而ハ名主
知行事ニ付当解達ニ
右之通総督府ニ於
御達有之候ニ付此旨相触候
八月

酒造渡世

御役所
誰領分
知行所
何国何郡
何村 誰

村方何某
国郡村名何某
何々
何造何ケ年前寛政何年より何ケ年冥加永何程宛差上候

一 古株酒造高何程
一 造桶内法 口径何尺 深何尺 何本
一 此造石数何程
但 何樽何程

一 造家梁ニ何ニ樹行何ニ
石ニ通ニ遠ニ何ニ
何ニ新

一 代ニ株ニ
酒造渡世
誰 領分 知行所 何ニ何ニ 何村 誰
村ニ何程
田畑ニ村ニ何程
何ニ何ニ何ニ年ニ年ニ乱 仕一ニ年 異加ニ何程ニ家ニ来ル
一 代ニ株酒造ニ何程
一 造捕 内法 少堤 何人 何人 深何人 何本
山ニ造石数何程
仕 何ニ程

一造家 梁名何名 桁行何名 何ヶ所

石ヶ通ヶ桐造 [illegible]

濁酒造頭

誰

村ヶ何程

[illegible]

[illegible]

一濁酒造ヶ何程

一造捕 内法 [illegible] 何人 [illegible] 何人 深何人 何本

山造 石敷何程 仕 [illegible] 何程

石ヶ通桐造 [illegible]

新規新酒造株渡世
誰領分
支配所
知行所
何国何郡
何村
誰

村高何程
国規本村高何程
一新規酒造高何程
右之通お造
答[illegible]

[illegible]酒造渡世
酒造渡世[illegible]

別紙御觸書之通
[illegible]
京都
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

19946

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

861
8
0
1

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用